

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

保険料率の見直しについてお知らせします

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601） 市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526）

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率を基に決めることになっています。平成28・29年度の保険料率は、以下の通りです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間)5万1,472円	→	平成28・29年度(年間) 4万9,809円 (1,663円減)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	→	平成28・29年度 10.51% (0.01ポイント減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57万円	→	平成28・29年度 57万円 (変更なし)

■均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円×世帯の被保険者数)

平成28年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5,000円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円×世帯の被保険者数)

◆保険料の計算方法（平成28年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 4万9,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

●年度の中途中加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※平成28年度の保険料額は6月中旬ごろに個別にお知らせします。

後期高齢者の健康診査について

対象となる方には4月下旬に健康診査受診券（はがき）を送っています。健診料が平成28年度から2年間、無料となります。いくつになっても元気で過ごせるように健診を受けて健康管理に努めましょう。

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の申請受付中!!

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）は現在申請を受け付けています。申請書はお早めに提出してください。

支給対象者 【①・②両方とも該当する方】

①平成27年1月1日時点で釧路市に住民登録されている方で、平成27年度市民税が課税されていない方

②平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
※ただし、以下に該当する方は対象外です。

- ・上記の課税されていない方のうち、課税されている方の扶養親族等（税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色（白色）事業専従者）
- ・生活保護制度内における被保護者（ただし、基準日に保護停止中の場合および平成27年1月2日から平成28年4月1日までに保護が廃止または停止となった場合は支給対象となります。また、支給時に被保護者になっている方の給付金は収入認定されます。）

※平成27年1月1日から支給決定がされるまでに亡くなられた方は、支給の対象にはなりません。

申請書の提出等

- ・申請方法 原則、申請書は同封の返信用封筒にて提出してください。
- ・申請期間 ～8月22日(月) (当日消印有効)
- ・申請先 市役所臨時・特例給付金対策室（〒085-8505黒金町7-5）
- ・持参の場合 市役所防災庁舎1階特設窓口、阿寒町・音別町行政センター市民課（午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日は除く）
※窓口は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、郵送による提出をお勧めします。
※押印漏れ、添付書類の未添付等が散見されますので、提出前にご確認ください。

支給額

支給対象者1人につき3万円（1回限り）

受取方法

原則、金融機関口座へ振り込みます。

※金融機関口座がない方など、振り込みによる給付金の支給が困難な場合のみ窓口で現金を支給します。

※現金支給は事務処理上、口座振り込みより支給が遅くなります。

支給開始

5月下旬から9月までに順次振り込む予定です。

配偶者からの暴力を理由に避難されている方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移すことができていない方については、一定の要件を満たせば、お住まいの市区町村で申請を行える場合があります。詳しくは、臨時・特例給付金対策室（☎31-4500）までお問い合わせください。

釧路市からの問い合わせについて

申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の窓口または警察署にご連絡ください。

問合せ先

●給付金の支給に関すること

釧路市「臨時福祉給付金等」コールセンター（☎0120-010-584）

午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。10月31日(月)まで）

●給付金の制度に関すること

厚生労働省専用ダイヤル（☎0570-037-192）

午前9時～午後6時（平日のみ。ただし4月1日～7月31日は土・日曜日、祝日も開設）